令和6年3月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和6年3月定例教育委員会提出案件

（令和6年3月22日提出）

（議案事項）

議第5号	組織の改編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の概要について	P　1
議第6号	組織の改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令の概要について	P　23
議第7号	中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱の一部改正の概要について	P　35
議第8号	中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱の一部改正の概要について	P　39
議第9号	第３次中津市子ども読書活動推進実施計画の策定（改定）について	P　47

（報告事項）

報　　告	令和６年第１回定例市議会一般質問について	P　49

（協議事項）　教育長職務代理者の指名について

議第5号

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の概要について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和6年3月22日提出

中津市教育委員会

教育長　古　口　宣　久

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の

整備に関する規則の概要

１　規則制定の理由及び内容

⑴　教育委員会の組織改編に伴い、関係する次の教育委員会規則を改正する。

①中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則
②中津市立学校管理規則
③中津市奨学資金条例施行規則
④中津市教育委員会公印規則
⑤中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則

⑵　主な改正内容は次のとおり。

①「教育次長」から「教育部長」への職名変更
②学校教育課の「学校保健係」を「学校教育係」に統合
③歴史博物館の「博物館・文化財・文化芸術係」を「歴史・文化芸術係」と「文化財係」に分割
④県立学校の事務職員の補職名と同一の取扱いをするため、学校及び学校支援センターの課長級以上の事務職員の役職定年後の継続任用役降り後の職として新たに「専門幹」を設置

２　施行期日

令和６年４月１日

教育総務課教育総務係
内線　４６１

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

中津市教育委員会

中教規則第　号

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則

（中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正）

第１条　中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（平成１６年中教規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表学校教育課の項中「学校指導係　学校保健係」を「学校指導係」に改め、同条第３項の表社会教育課の部歴史博物館の項中「博物館・文化財・文化芸術係」を「歴史・文化芸術係　文化財係」に改める。

第３条の見出し及び同条第１項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第４条中「（３）　委員会規則等の制定及び改廃に関すること。」を「（３）　教育委員会規則等の制定及び改廃に係る原案の事務局における連絡調整に関すること。」に、「（１５）　委員会に属する公文書の公開並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止等に関すること。」を「（１５）　委員会が管理する公文書の公開及び委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務局における連絡調整に関すること。」に改める。

第５条中

「（２）　県費負担教職員の任免その他の進退に関する内申に関すること。
（３）　奨学金事務に関すること。
（４）　市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
（５）　学齢簿に関すること。
（６）　教材教具の整備に関すること。
（７）　放課後児童クラブの施設に関すること。
（８）　所管に係る入札及び契約に関すること。

を

（９）　課の庶務に関すること。」

「（２）　県費負担教職員の任免その他の進退に関する内申に関すること。
（３）　県費負担教職員及び幼稚園職員の福利厚生に関すること。
（４）　奨学金事務に関すること。
（５）　市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
（６）　学齢簿に関すること。
（７）　教材教具の整備に関すること。
（８）　放課後児童クラブの施設に関すること。
（９）　学校災害共済に関すること。
（１０）　児童生徒の健康管理に関すること。
（１１）　学校保健団体に関すること。
（１２）　所管に係る入札及び契約に関すること。
（１３）　課の庶務に関すること。」に、

「（１０）　県費負担教職員及び幼稚園職員の服務に関すること。」を「（１０）　県費負担教職員及び幼稚園職員の服務及び労働安全衛生に関すること。」に、

「（１６）　いじめ等学校諸問題への指導・助言及び支援に関すること。
学校保健係
（１）　学校保健体育指導に関すること。
（２）　学校保健団体に関すること。
（３）　学校災害共済に関すること。
（４）　県費負担教職員及び幼稚園職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。」を

「（１６）　いじめ等学校諸問題への指導、助言及び支援に関すること。
（１７）　学校保健体育指導に関すること。」に

改める。

第７条中

「博物館・文化財・文化芸術係
（１）　文化財資料の収集、整理、保存、活用等に関すること。
（２）　文化財調査委員会に関すること。
（３）　文化財の調査（指定及び解除を含む。）、保存及び活用に関すること。

（４）　文化財保護思想の普及に関すること。

（５）　指定文化財に関すること。

（６）　埋蔵文化財に関すること。

（７）　郷土の先哲の研究等に関すること。

（８）　中津市歴史博物館及び分館の運営に関すること。　を

（９）　各種郷土芸能の保存及び育成に関すること。

（１０）　耶馬渓風物館に関すること（社会教育課管理・文化振興係の所掌に係る事項を除く。）。

（１１）　文化財関係団体の指導及び育成に関すること。

（１２）　文化芸術の振興に関すること。

（１３）　美術品　の保存、管理及び活用に関すること。

（１４）　中津市木村記念美術館の運営に関すること。　」

「歴史・文化芸術係

（１）　文化財資料の収集、整理、保存、活用等に関すること。

（２）　中津市歴史博物館及び分館の運営に関すること。

（３）　郷土の先哲の研究等に関すること。

（４）　各種郷土芸能の保存及び育成に関すること。

（５）　耶馬渓風物館の運営に関すること。

（６）　文化芸術の振興に関すること。

（７）　美術資料の保存、管理及び活用に関すること。

（８）　中津市木村記念美術館の運営に関すること。　に

文化財係

（１）　文化財の調査（指定及び解除を含む。）、保存及び活用に関すること。

（２）　文化財調査委員会に関すること。

（３）　文化財保護思想の普及に関すること。

（４）　指定文化財に関すること。

（５）　埋蔵文化財に関すること。

（６）　文化財関係団体の指導及び育成に関すること。　」

改める。

別表中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（中津市立学校管理規則の一部改正）

第２条　中津市立学校管理規則（昭和３３年中教規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条の見出しを「（専門幹等）」に改め、同条第１項中「応じて」の次に「、専門幹」を加え、「「主幹等」」を「「専門幹等」」に改め、同条第２項及び第３項中「主幹等」を「専門幹等」に改める。

第２５条第３項中「主幹等」を「専門幹等」に改める。

（中津市奨学資金条例施行規則の一部改正）

第３条　中津市奨学資金条例施行規則（昭和３９年中教規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第９号中「子育て支援課長」を「こども家庭センター長」に改める。

（中津市教育委員会公印規則の一部改正）

第４条　中津市教育委員会公印規則（昭和４７年中教規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「種類」を「意義」に改め、同条中「公印台帳」の次に「（様式第１号）」を加える。

第４条第２項を次のように改める。

２　公印管守者は、前項の決裁を経て公印を新調、改刻又は廃棄したときは、公印の新調・改刻・廃棄届（様式第２号）により教育総務課長にその旨を届け出なければならない。この場合において、公印を廃棄したときは、当該廃棄した公印を添えなければならない。

第４条第３項を削る。

別表第１の７の項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

別表第２第７号を次のように改める。

（７）

中	津	市
教	育	部
長	之	印

様式第１号を削る。

様式第２号中「(第４条関係)」を「(第２条関係)」に改め、同様式を様式第１号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第２号（第４条関係）

公印の新調・改刻・廃棄届

第　　　号

年　月　日

教育総務課長　宛て

公印管守者職氏名

下記のとおり公印の　公印の新調・改刻・廃棄　について届け出ます。

記

公　印　名	
書　　　体	
寸　　　法	
理　　　由	
使用開始 廃　　棄　年月日	
印　　　影	
摘　　　要	

（中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第５条　中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成１９年中教規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「中津市職員定数条例（昭和２４年中津市条例第２５号）第２条第６号に定める」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和３１年政令第２２１号）第６条の規定に基づき、教育委員会の事務局に置かれる」に改める。

第２条の表以外の部分中「職員の種類」の次に「の欄の区分」を加え、「同表」を「同表の」に改め、同条の表事務職員及び技術職員の項中「教育次長」を「教育部長」に、「室長、所長」を「室長」に改め、「（生涯学習センター）、館長（中津市歴史博物館）」及び「、社会教育主事、指導主事」を削り、同表技能労務職員の項中「技能労務職員」を「単純な労務に雇用される職員」に改める。

第３条を次のように改める。

（法令の定めによる職名）

第３条　指導主事、社会教育主事その他法令の定めによる職名は、前条の表に定める職名と併せて用いることができる。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（第１条関係）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（事務局の組織）
第２条　略
２　事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。
<table>
<tr><th>課その他の機関</th><th>係その他の担当</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td>学校教育係　<u>学校指導係</u></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
３　前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる機関を置き、当該機関にそれぞれ同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。
<table>
<tr><th>課</th><th>機関</th><th>係その他の担当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">社会教育課</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>歴史博物館</td><td><u>歴史・文化芸術係　文化財係</u></td></tr>
</table>
（<u>教育部長</u>等）
第３条　事務局に<u>教育部長</u>を置く。
２～６　略
（教育総務課の分掌事務）
第４条　教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
教育総務係
（１）・（２）　略
<u>（３）　教育委員会規則等の制定及び改廃に係る原案の事務局における連絡調整に関すること。</u>
（４）～(14)　略
<u>(15)　委員会が管理する公文書の公開及び委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務局における連絡調整に関すること。</u></td>
<td>（事務局の組織）
第２条　略
２　事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。
<table>
<tr><th>課その他の機関</th><th>係その他の担当</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td>学校教育係　<u>学校指導係　学校保健係</u></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
３　前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる機関を置き、当該機関にそれぞれ同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。
<table>
<tr><th>課</th><th>機関</th><th>係その他の担当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">社会教育課</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>歴史博物館</td><td><u>博物館・文化財・文化芸術係</u></td></tr>
</table>
（<u>教育次長</u>等）
第３条　事務局に<u>教育次長</u>を置く。
２～６　略
（教育総務課の分掌事務）
第４条　教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
教育総務係
（１）・（２）　略
<u>（３）　委員会規則等の制定及び改廃に関すること。</u>
（４）～(14)　略
<u>(15)　委員会に属する公文書の公開並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止等に関すること。</u></td></tr>
</table>

改正後	改正前
(16)・(17)　略	(16)・(17)　略
（学校教育課の分掌事務）	（学校教育課の分掌事務）
第５条　学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。	第５条　学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
学校教育係	学校教育係
（１）　略	（１）　略
（２）　県費負担教職員の任免その他の進退に関する内申に関すること。	（２）　県費負担教職員の任免その他の進退に関する内申に関すること。
（３）　県費負担教職員及び幼稚園職員の福利厚生に関すること。	（新設）
（４）　奨学金事務に関すること。	（３）　奨学金事務に関すること。
（５）　市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。	（４）　市立小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
（６）　学齢簿に関すること。	（５）　学齢簿に関すること。
（７）　教材教具の整備に関すること。	（６）　教材教具の整備に関すること。
（８）　放課後児童クラブの施設に関すること。	（７）　放課後児童クラブの施設に関すること。
（９）　学校災害共済に関すること。	（新設）
(10)　児童生徒の健康管理に関すること。	（新設）
(11)　学校保健団体に関すること。	（新設）
(12)　所管に係る入札及び契約に関すること。	（８）　所管に係る入札及び契約に関すること。
(13)　課の庶務に関すること。	（９）　課の庶務に関すること。
学校指導係	学校指導係
（１）～（９）　略	（１）～（９）　略
(10)　県費負担教職員及び幼稚園職員の服務及び労働安全衛生に関すること。	(10)　県費負担教職員及び幼稚園職員の服務に関すること。
(11)～(15)　略	(11)～(15)　略
(16)　いじめ等学校諸問題への指導、助言及び支援に関すること。	(16)　いじめ等学校諸問題への指導・助言及び支援に関すること。
(17)　学校保健体育指導に関すること。	（新設）
（削る。）	学校保健係
（削る。）	（１）　学校保健体育指導に関すること。
（削る。）	（２）　学校保健団体に関すること。
（削る。）	（３）　学校災害共済に関すること。

改正後	改正前
（削る。）	（４）　県費負担教職員及び幼稚園職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。
（歴史博物館の分掌事務）	（歴史博物館の分掌事務）
第７条　歴史博物館の分掌事務は、次のとおりとする。	第７条　歴史博物館の分掌事務は、次のとおりとする。
歴史・文化芸術係	博物館・文化財・文化芸術係
（１）　文化財資料の収集、整理、保存、活用等に関すること。	（１）　文化財資料の収集、整理、保存、活用等に関すること。
（削る。）	（２）　文化財調査委員会に関すること。
（削る。）	（３）　文化財の調査（指定及び解除を含む。）、保存及び活用に関すること。
（削る。）	（４）　文化財保護思想の普及に関すること。
（削る。）	（５）　指定文化財に関すること。
（削る。）	（６）　埋蔵文化財に関すること。
（削る。）	（７）　郷土の先哲の研究等に関すること。
（２）　中津市歴史博物館及び分館の運営に関すること。	（８）　中津市歴史博物館及び分館の運営に関すること。
（３）　郷土の先哲の研究等に関すること。	（新設）
（４）　各種郷土芸能の保存及び育成に関すること。	（９）　各種郷土芸能の保存及び育成に関すること。
（５）　耶馬渓風物館の運営に関すること。	(10)　耶馬渓風物館に関すること（社会教育課管理・文化振興係の所掌に係る事項を除く。）。
（削る。）	(11)　文化財関係団体の指導及び育成に関すること。
（６）　文化芸術の振興に関すること。	(12)　文化芸術の振興に関すること。
（７）　美術資料の保存、管理及び活用に関すること。	(13)　美術品の保存、管理及び活用に関すること。
（８）　中津市木村記念美術館の運営に関すること。	(14)　中津市木村記念美術館の運営に関すること。
文化財係	（新設）
（１）　文化財の調査（指定及び解除を含む。）、保存及び活用に関すること。	（新設）
（２）　文化財調査委員会に関すること。	（新設）
（３）　文化財保護思想の普及に関すること。	（新設）
（４）　指定文化財に関すること。	（新設）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（５）　埋蔵文化財に関すること。
（６）　文化財関係団体の指導及び育成に関すること。
別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>職</th><th>職務の内容</th></tr>
<tr><td>教育部長</td><td>略</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>上司の命を受け、所属職員を指揮監督するほか、おおむね次に掲げるとおりとする。
（１）　教育部長の職務の補佐
ア　略
イ　教育部長を補佐し、事務局の目標の達成に努めること。
（２）　略
ア　略
イ　課の目標を、教育部長の承認を受けて定め、これを所属職員に周知すること。
ウ・エ　略
オ　課の目標の達成及び所管業務の処理について、常に留意し、必要に応じ、教育部長に報告し、指示を受けること。
（３）　略
（４）　略
ア　課の効率的な運営を図るため、教育部長の下、予算、人事、組織等を総合的に管理調整するとともに、常に事務改善について調査、研究し、事務の効率化を図ること。
イ・ウ　略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td>
<td>（新設）
（新設）
別表（第３条関係）
<table>
<tr><th>職</th><th>職務の内容</th></tr>
<tr><td>教育次長</td><td>略</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>上司の命を受け、所属職員を指揮監督するほか、おおむね次に掲げるとおりとする。
（１）　教育次長の職務の補佐
ア　略
イ　教育次長を補佐し、事務局の目標の達成に努めること。
（２）　略
ア　略
イ　課の目標を、教育次長の承認を受けて定め、これを所属職員に周知すること。
ウ・エ　略
オ　課の目標の達成及び所管業務の処理について、常に留意し、必要に応じ、教育次長に報告し、指示を受けること。
（３）　略
（４）　略
ア　課の効率的な運営を図るため、教育次長の下、予算、人事、組織等を総合的に管理調整するとともに、常に事務改善について調査、研究し、事務の効率化を図ること。
イ・ウ　略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改正後	改正前
備考　略	備考　略

新旧対照表

○中津市立学校管理規則（第２条関係）

改正後	改正前
（専門幹等） 第 20 条　学校に必要に応じて、専門幹、主幹、副主幹、主査、専門員、主任及び主事（以下「専門幹等」という。）を置く。 ２　専門幹等は、事務職員をもってこれに充てる。 ３　前項の規定により専門幹等に充てられた事務職員の役割及び標準的な職務内容は、別表第１のとおりとする。 （学校支援センター等） 第25条　略 ２　略 ３　支援センターに所長及び専門幹等を置く。 ４～７　略	（主幹等） 第 20 条　学校に必要に応じて　　　　、主幹、副主幹、主査、専門員、主任及び主事（以下「主幹等　」という。）を置く。 ２　主幹等　は、事務職員をもってこれに充てる。 ３　前項の規定により主幹等　に充てられた事務職員の役割及び標準的な職務内容は、別表第１のとおりとする。 （学校支援センター等） 第25条　略 ２　略 ３　支援センターに所長及び主幹等　を置く。 ４～７　略

新旧対照表

○中津市奨学資金条例施行規則（第３条関係）

改正後	改正前
（申請） 第２条　略 （１）～（８）　略 （９）　母子家庭又は父子家庭の者にあっては、こども家庭センター長の発行するその旨を証する書類 ２　略	（申請） 第２条　略 （１）～（８）　略 （９）　母子家庭又は父子家庭の者にあっては、子育て支援課長の発行するその旨を証する書類 ２　略

新旧対照表

○中津市教育委員会公印規則（第４条関係）

改正後	改正前
（公印の意義）	（公印の種類）
第２条　この規則において「公印」とは、公文書に使用する庁印及び職印で、公印台帳（様式第１号）に登載されたものをいう。	第２条　この規則において「公印」とは、公文書に使用する庁印及び職印で、公印台帳に登載されたものをいう。
（公印の新調、改刻又は廃棄）	（公印の新調、改刻又は廃棄）
第４条　公印管守者が公印を新調、改刻又は廃棄しようとするときは、理由を詳記して教育長の決裁を受けなければならない。	第４条　公印管守者が公印を新調、改刻又は廃棄しようとするときは、理由を詳記して教育長の決裁を受けなければならない。
２　公印管守者は、前項の決裁を経て公印を新調、改刻又は廃棄したときは、公印の新調・改刻・廃棄届（様式第２号）により教育総務課長にその旨を届け出なければならない。この場合において、公印を廃棄したときは、当該廃棄した公印を添えなければならない。	２　前項の決裁を経て公印を調製、廃止したときは、様式第１号により公印を添え届け出なければならない。
（削る。）	３　公印の台帳の様式は、様式第２号のとおりとする。

改正後

別表第１（第３条関係）

形式番号	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	公印管守者	使用区分
１～６　略	略	略	略	略	略
7	中津市教育部長之印	てん書	方21	教育総務課長	教育部長名をもってする文書
８～26　略	略	略	略	略	略

別表第２（第３条関係）

（１）～（６）　略

（７）

改正前

別表第１（第３条関係）

形式番号	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	公印管守者	使用区分
１～６　略	略	略	略	略	略
7	中津市教育次長之印	てん書	方21	教育総務課長	教育次長名をもってする文書
８～26　略	略	略	略	略	略

別表第２（第３条関係）

（１）～（６）　略

（７）

改正後	改正前
中　津　市 教　育　部 長　之　印	中　津　市 教　育　次 長　之　印
（８）～(26)　略	（８）～(26)　略

改正後	改正前
（削る。）	様式第１号（第４条関係）

公印の新調・改刻・廃棄届

第　　　号
年　　月　　日

管理課長　　　　あて

公印管主者職氏名　　　　　㊞

下記のとおり公印の　新調・改刻・廃棄　について届けます。

記

公　印　名	
書　　体	
寸　　法	
理　　由	
使用開始 廃　　棄　年月日	年　　月　　日
印　　影	
摘　　要	

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<u>様式第１号（第２条関係）</u>
略
<u>様式第２号（第４条関係）</u>

公印の新調・改刻・廃棄届

第　　号
年　月　日

教育総務課長　宛て

公印管守者職氏名

下記のとおり公印の　公印の新調・改刻・廃棄　について届け出ます。

記
<table>
<tr><td>公　印　名</td><td></td></tr>
<tr><td>書　　体</td><td></td></tr>
<tr><td>寸　　法</td><td></td></tr>
<tr><td>理　　由</td><td></td></tr>
<tr><td>使用開始
廃　　棄　年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>印　　影</td><td></td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<u>様式第２号（第４条関係）</u>
略
<u>（新設）</u>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

○中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則（第５条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第６条の規定に基づき、教育委員会の事務局に置かれる職員（以下「職員」という。）の職の設置について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、中津市職員定数条例（昭和24年中津市条例第25号）第２条第６号に定める職員（以下「職員」という。）の職の設置について必要な事項を定めるものとする。
（職名） 第２条　職員の職名は、次の表に掲げる職員の種類の欄の区分に応じ、同表の職名の欄に定めるとおりとする。	（職名） 第２条　職員の職名は、次の表に掲げる職員の種類に応じ、同表職名の欄に定めるとおりとする。

改正後の表：

職員の種類	職名
事務職員及び技術職員	教育部長、課長、館長、室長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名
単純な労務に雇用される職員	略

改正前の表：

職員の種類	職名
事務職員及び技術職員	教育次長、課長、館長、室長、所長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長（生涯学習センター）、館長（中津市歴史博物館）、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、社会教育主事、指導主事、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名
技能労務職員	略

改正後	改正前
（法令の定めによる職名） 第３条　指導主事、社会教育主事その他法令の定めによる職名は、前条の表に定める職名と併せて用いることができる。	（法令等による職名） 第３条　前条に掲げるもののほか、法令その他特別の定めがある職名は、同条に定める職名に併せて用いることができる。

議第6号

組織の改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令の概要について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和6年3月22日提出

中津市教育委員会

教育長　古　口　宣　久

組織の改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令の概要

１．提案理由

・組織機構の見直しに伴い、改正を行うもの。

２．改正内容

教育次長から教育部長への職名の変更に伴う改正。対象となる訓令は次のとおり。

・中津市教育委員会事務局事務取扱規程
・中津市立学校職員衛生管理規程
・中津市教育委員会事務決裁規程
・外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱い要綱

３．施行期日

令和６年４月１日

教育総務課教育総務係 内線　４６１

中教訓令第　　号

組織の改編に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和　６年　３月　　日

中津市教育委員会

組織の改編に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令

（中津市教育委員会事務局事務取扱規程の一部改正）

第１条　中津市教育委員会事務局事務取扱規程（昭和６３年中教訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「事務取扱い」を「事務取扱」に、「特別の定めのあるもののほかこの規程」を「他に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところに」に改める。

第２条中「の各号」を削り、同条第２号中「「指令」の上に中教及び主務課を首字」を「「中教」に当該文書の主務課の名称の頭文字を付け、その次に「指令」」に改め、同条第４号中「中教及び主務課の首字を付けて」を「「中教」に当該文書の主務課の頭文字を付けて、」に改める。

第３条第３項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第４条中「事務局」を削り、「第７条」を「第６条」に、「第９条」を「第８条本文」に、「供さねば」を「供さなければ」に改める。

第７条「事務取扱について必要な事項」を「文書の取扱いについて」に、「に準ずる」を「の規定を準用する」に改める。

（中津市立学校職員衛生管理規程の一部改正）

第２条　中津市立学校職員衛生管理規程（平成１４年中教訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（中津市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第３条　中津市教育委員会事務決裁規程（平成１８年中教訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「行うこと」の次に「をいう」を加え、同条第２号及び第４号中「教育次長」を「教育部長」に改め、同条第５号中「及び第５項」を削り、「並びに」の次に「同条第５項に規定する」を加え、同条第７号中「第２５条第４項」を「第２５条第３項」に改める。

第４条及び第５条中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第６条第１号から第４号までの規定中「教育次長」を「教育部長」に改める。

（外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱い要綱の一部改正）

第４条　外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱い要綱（平成２０年中教訓令第３号）の一部を次のように改正する。

題名中「事務取扱い」を「事務取扱」に改める。

第１条中「事務取扱い」を「事務取扱」に改める。

第２条中「意味」を「意義」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第３条第２号中「されること」を「されること。」に改める。

第４条第２項中「職員は」を「職員（教育部長を除く。）は」に、「教育次長」及び「教育総務課長」を「教育部長」に改め、同条第３項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会事務局事務取扱規程（第１条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　中津市教育委員会事務局の事務取扱　については、他に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。 （文書記号及び番号） 第２条　文書は、軽易なものを除き、次　　　に定めるところにより記号及び番号を付けなければならない。 （１）　略 （２）　指令 「中教」に当該文書の主務課の名称の頭文字を付け、その次に「指令」を付けて、指令簿により番号を付ける。 （３）　略 （４）　前３号以外の文書 「中教」に当該文書の主務課の頭文字を付けて、文書管理票により番号を付ける。 （発議） 第３条　略 ２　略 ３　起案文書の決裁区分は、教育長の決裁を要するものを「教」とし、教育部長の決裁を要するものを「丙」とする。 （代決） 第４条　回議書類で上司不在等のため、中津市教育委員会　　　事務決裁規程（平成18年中教訓令第１号）第６条の規定によって代決し、同訓令第８条本文の規定に該当すると認めるものは、代決者において「後閲」と朱書し、起案者は、上司在庁の際その書類を後閲に供さなければならない。 （準用） 第７条　この規程に定めるもののほか、中津市教育委員会事務局の文書の取	（趣旨） 第１条　中津市教育委員会事務局の事務取扱いについては、　　特別の定めのあるもののほか　この規程　　　　　　　による。 （文書記号及び番号） 第２条　文書は、軽易なものを除き、次の各号に定めるところにより記号及び番号を付けなければならない。 （１）　略 （２）　指令 「指令」の上に中教及び主務課を首字 を付けて、指令簿により番号を付ける。 （３）　略 （４）　前３号以外の文書 中教及び主務課の首字を付けて　　　　　文書管理票により番号を付ける。 （発議） 第３条　略 ２　略 ３　起案文書の決裁区分は、教育長の決裁を要するものを「教」とし、教育次長の決裁を要するものを「丙」とする。 （代決） 第４条　回議書類で上司不在等のため、中津市教育委員会事務局事務決裁規程（平成18年中教訓令第１号）第７条の規定によって代決し、同訓令第９条　　の規定に該当すると認めるものは、代決者において「後閲」と朱書し、起案者は、上司在庁の際その書類を後閲に供さねば　　ならない。 （準用） 第７条　この規程に定めるもののほか、中津市教育委員会事務局の事務取扱

改正後	改正前
扱いについては、中津市文書取扱規程（平成19年中津市訓令第３号）の規定を準用する。	について必要な事項は、中津市文書取扱規程（平成19年中津市訓令第３号）に準ずる。

新旧対照表

○中津市立学校職員衛生管理規程（第２条関係）

改正後	改正前
（総括衛生管理者） 第３条　略 ２　略 ３　総括衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によりその職務を行うことができないときは、<u>教育部長</u>の職にある者がその職務を代行する。	（総括衛生管理者） 第３条　略 ２　略 ３　総括衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によりその職務を行うことができないときは、<u>教育次長</u>の職にある者がその職務を代行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会事務決裁規程（第３条関係）

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第２条　略	第２条　略
（１）　決裁　権限に属する事務の処理について最終的意思決定を行うことをいう。	（１）　決裁　権限に属する事務の処理について最終的意思決定を行うこと＿＿＿。
（２）　専決　教育部長、課長等、校長及び学校支援センター所長が、中津市教育委員会又は教育長の権限に属する事務であらかじめ認められた範囲内において、常時それらの者に代わって決裁することをいう。	（２）　専決　教育次長、課長等、校長及び学校支援センター所長が、中津市教育委員会又は教育長の権限に属する事務であらかじめ認められた範囲内において、常時それらの者に代わって決裁することをいう。
（３）　略	（３）　略
（４）　教育部長　中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（平成16年中教規則第５号）第３条第１項に規定する教育部長をいう。	（４）　教育次長　中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（平成16年中教規則第５号）第３条第１項に規定する教育次長をいう。
（５）　課長等　中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則第３条第２項＿＿＿＿＿に規定する課長、館長及び室長並びに同条第５項に規定する主任研究員及び参事をいう。	（５）　課長等　中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則第３条第２項及び第５項に規定する課長、館長及び室長並びに＿＿＿＿＿＿＿＿主任研究員及び参事をいう。
（６）　略	（６）　略
（７）　学校支援センター所長　中津市立学校管理規則（昭和33年中教規則第１号）第25条第３項に規定する所長をいう。	（７）　学校支援センター所長　中津市立学校管理規則（昭和33年中教規則第１号）第25条第４項に規定する所長をいう。
（専決事項）	（専決事項）
第４条　教育部長が専決できる事項は、次のとおりとする。	第４条　教育次長が専決できる事項は、次のとおりとする。
（１）～(15)　略	（１）～(15)　略
２～５　略	２～５　略
（専決の制限）	（専決の制限）
第５条　教育部長、課長等、校長及び学校支援センター所長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長の決裁を受けなければならない。	第５条　教育次長、課長等、校長及び学校支援センター所長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長の決裁を受けなければならない。
（１）　～（４）　略	（１）　～（４）　略
（代決）	（代決）

改正後	改正前
第６条　略 （１）　教育長が不在のときの教育長の決裁事項　教育部長 （２）　教育長及び教育部長が不在のときの教育長の決裁事項　教育総務課長 （３）　教育部長が不在のときの教育部長の専決事項　教育総務課長 （４）　教育部長及び教育総務課長が不在のときの教育部長の専決事項　当該事項を所管する課長等 （５）～（７）　略	第６条　略 （１）　教育長が不在のときの教育長の決裁事項　教育次長 （２）　教育長及び教育次長が不在のときの教育長の決裁事項　教育総務課長 （３）　教育次長が不在のときの教育次長の専決事項　教育総務課長 （４）　教育次長及び教育総務課長が不在のときの教育次長の専決事項　当該事項を所管する課長等 （５）～（７）　略

新旧対照表

○外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱い要綱（第４条関係）

改正後	改正前
外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱　要綱	外部の者等からの職務に関する働きかけに対する事務取扱い要綱
（趣旨） 第１条　この要綱は、職員が、当該職員の職務の遂行に当たり、職員以外の外部の者又は当該職務に何らの権限を有しない他の職員（以下「外部の者等」という。）から当該職務の公正な執行を損なうおそれのある不当な働きかけを受けた場合の事務取扱　について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この要綱は、職員が、当該職員の職務の遂行に当たり、職員以外の外部の者又は当該職務に何らの権限を有しない他の職員（以下「外部の者等」という。）から当該職務の公正な執行を損なうおそれのある不当な働きかけを受けた場合の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　略 （２）　略 ア・イ　略 ウ　その他その者の権限又は　　地位による影響力を不正に行使する等の行為により、職員の職務の公正な執行を損なうおそれのある行為をすること。	（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。 （１）　略 （２）　略 ア・イ　略 ウ　その他その者の権限若しくは地位による影響力を不正に行使する等の行為により、職員の職務の公正な執行を損なうおそれのある行為をすること。
（不当な働きかけを受けた職員の責務） 第３条　略 （１）　略 （２）　前号の書面は、中津市情報公開条例（平成元年中津市条例第35号）に基づく公開請求の対象となること及び同条例に基づき公開等されること。	（不当な働きかけを受けた職員の責務） 第３条　略 （１）　略 （２）　前号の書面は、中津市情報公開条例（平成元年中津市条例第35号）に基づく公開請求の対象となること及び同条例に基づき公開等されること
（記録票の作成及び報告） 第４条　略 ２　職員（教育部長を除く。）は、記録票を作成したときは、その内容を所属する課又は学校の長（当該職員が課長又は学校長の職にある者であると	（記録票の作成及び報告） 第４条　略 ２　職員　　　　　　　　　　は、記録票を作成したときは、その内容を所属する課又は学校の長（当該職員が課長又は学校長の職にある者であると

改正後	改正前
きは、教育部長）に報告するとともに、記録票を教育部長　　に提出するものとする。 3　教育部長は、記録票を作成し、又は記録票の提出を受けたときは、当該記録票に記載された内容について事実確認を行い、その結果を教育長に報告するものとする。 4　略	きは、教育次長）に報告するとともに、記録票を教育総務課長に提出するものとする。 3　教育次長は、記録票を作成し、又は記録票の提出を受けたときは、当該記録票に記載された内容について事実確認を行い、その結果を教育長に報告するものとする。 4　略

議第7号

中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱の一部改正の概要について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和6年3月22日提出

中津市教育委員会

教育長　古　口　宣　久

中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱の一部改正の概要

１．提案理由

大分県立中津南高等学校耶馬溪校の生徒確保及び維持存続並びに保護者の経済的負担の軽減を図るため

２．改正内容

公共交通機関等（路線バス及びスクールバス）を利用して通学する中津市に居住する大分県立中津南高等学校耶馬溪校の生徒の保護者の通学定期個人負担額を年間 80,000 円、冬季 20,000 円から年間 55,000 円、冬季 15,000 円に変更し、１月当たりの通学定期個人負担額を 7,300 円（※ただし、３月分は 7,000 円とする。）から 5,000 円に変更するもの。

３．施行期日

令和６年４月１日

教育総務課教育総務係
内線　４６１

中津市告示　　　号

中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金交付要綱（令和２年中津市告示第１４１号）の一部を次のように改正する。

令和　年　月　日

中津市長職務代理者

中津市副市長　　　前　　田　　良　　猛

第４条第１項の表中「80,000 円」を「55,000 円」に、「20,000 円」を「15,000 円」に改める。

同条第２項の表中「7,300 円（※ただし、3 月分は 7,000 円とする。）」を「5,000 円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この告示の規定による改正後の中津南高等学校耶馬溪校通学支援補助金の申請に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においてもすることができる。

新旧対照表

○中津南高等学校耶馬渓校通学支援補助金交付要綱

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（補助金の額）
第４条　補助金の額は、補助対象経費から次の表の通学定期個人負担額の欄に掲げる額を控除した額とする。

区分 ／ 通学定期個人負担額
年間 ／ 55,000円
冬季 ／ 15,000円

２　転入等により、年度途中から補助対象者となったものの補助金額は、定期券を購入した金額から次の表の１月当たりの通学定期個人負担額の欄に掲げる額を利用月数に応じて控除した額とする。

１月当たりの通学定期個人負担額
5,000円

３　略</td><td>（補助金の額）
第４条　補助金の額は、補助対象経費から次の表の通学定期個人負担額の欄に掲げる額を控除した額とする。

区分 ／ 通学定期個人負担額
年間 ／ 80,000円
冬季 ／ 20,000円

２　転入等により、年度途中から補助対象者となったものの補助金額は、定期券を購入した金額から次の表の１月当たりの通学定期個人負担額の欄に掲げる額を利用月数に応じて控除した額とする。

１月当たりの通学定期個人負担額
7,300円（※ただし、3月分は7,000円とする。）

３　略</td></tr>
</table>

議第8号

中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱の一部改正の概要
について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和6年3月22日提出

中津市教育委員会

教育長　古　口　宣　久

中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱の一部改正概要

１.改正の理由

従来、九州中学校体育大会派遣事業、全国中学校体育大会派遣事業に係る補助金は大会終了後に実績払いを行っていたが、大会派遣費の財源確保に苦慮している為、概算払いで補助金の申請を行うよう変更するもの。

２.内容

九州中学校体育大会派遣事業費及び、全国中学校体育大会派遣事業費を実績払いから概算払いへと変更する。

３.施行期日

令和６年４月１日

教育委員会体育・給食課 （内線　471）

中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　中津市中学校体育連盟振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成１９年中津市規則第９号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成１８年中津市規則第７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、中津市中学校体育連盟（以下「中体連」という。）が学校体育及びスポーツ振興事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、生徒の体位体力の向上を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第３条　市長は、中体連が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の対象事業は、次のとおりとする。

（１）　中津市中学校部活動推進事業

（２）　生徒輸送事業

（３）　九州中学校体育大会派遣事業

（４）　全国中学校体育大会派遣事業

（５）　新型コロナウイルス感染症関連事業

３　補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第４条　中体連は、前条第２項第１号、第２号、第３号及び第４号の事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書又は大会要項

（２）　収支予算書

（交付の決定等）

第５条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、第３条第２項第１号、第２号、第３号及び第４号の事業については補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、速やかに中体連に通知するものとする。

（変更等の承認）

第６条　補助事業者等は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第７号）により市長の承認を受けなければならない。

（交付の決定の変更等）

第７条　市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第８号）により補助事業者等に通知するものとする。

（１）　第６条の承認をした場合

（２）　補助事業者等が規則第１４条第１項各号のいずれかに該当する場合

（状況報告）

第８条　中体連は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第３号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第９条　中体連は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　収支決算書

（２）　大会の実績を記した書類

（補助金の額の確定等）

第１０条　市長は、前条の報告書を受理したときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により中体連に通知するものとする。

（適用除外）

（補助金の交付）

第１１条　補助金は、交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、事業完了前に交付することが必要であると認めるときは、補助金の全部又は一部を確定前に概算で交付することができる。

２　中体連は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類等の整備）

第１２条　中体連は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

対象事業		対象経費	補助率
1	中津市中学校部活動推進事業	中津市中学校体育連盟が運営する事業に必要な経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、大会参加料並びに各部登録料）	１０分の１０
2	生徒輸送事業	次に掲げる大会の出場に要する交通費 （１）　中津市総体予選 （２）　大分県総合体育大会 （３）　新人戦 （４）　駅伝大会	１０分の１０
3	九州中学校体育大会派遣事業	大分県を代表して、九州大会に出場するときに要する交通費、宿泊費、消耗品及び参加費のうち別に定めるもの	１０分の８
4	全国中学校体育大会派遣事業	大分県を代表して、全国大会に出場するときに要する交通費、宿泊費、消耗品及び参加費のうち別に定めるもの	１０分の８
5	新型コロナウイルス感染症関連事業	大分県を代表して、九州大会又は全国大会に出場するときに要する事前検査、陰性証明等の費用	１０分の１０
		大分県を代表して、九州大会又は全国大会に出場するときに要する発症に伴う宿泊キャンセル料、医療機関への移送費等の費用	１０分の８

新旧対照表

○中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱

改正後	改正前
第４条　中体連は、前条第２項第１号、第２号、第３号及び第４号の事業に係る補助金の交付の申請する場合は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。	第４条　中体連は、前条第２項第１号及び第２号の事業に係る補助金の交付の申請する場合は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（削る。）	２　中体連は、前条第２項第３号及び第４号の事業に係る補助金の交付の申請をする場合は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 （１）　事業報告書又は大会要項 （２）　収支決算書 （３）　予選大会の実績を記載した書類
第５条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、第３条第２項第１号、第２号、第３号及び第４号の事業については補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、速やかに中体連に通知するものとする。	第５条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、第３条第２項第１号及び第２号の事業については補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、第３条第２項第３号及び第４号の事業については　補助金交付（不交付）決定通知書及び補助金交付確定通知書（様式第５号）により、速やかに中体連に通知するものとする。
（削る。）	第１１条　第８条から第１０条までの規定は、第３条第２項第３号及び第４号に係る事業については適用しない。
第１１条　略	第１２条　略
第１２条　略	第１３条　略
第１３条　略 附　則 （施行期日） ２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。	第１４条　略 附　則 （施行期日） ２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

改正後	改正前
附　則 この要綱は、令和３年６月１日から施行する。 附　則 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。	附　則 この要綱は、令和３年６月１日から施行する。 （新設）

議第9号

第３次中津市子ども読書活動推進実施計画の策定（改定）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和6年3月22日提出

中津市教育委員会

教育長　古　口　宣　久

第3次中津市子ども読書活動推進実施計画
の策定(改定)について

1. 提案理由

2019年度(平成31年度)に策定した第2次中津市子ども読書活動推進実施計画の期間満了に伴い、国・県の動向を参考に内容を改定し第3次計画を策定するもの

2. 第3次計画の概要

〇第2次計画における成果と課題をもとに計画の策定
〇国による第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月28日通知)を踏まえた内容で策定
〇計画期間を令和6年度から5年間の計画として策定

※第3次中津市子ども読書活動推進実施計画(案)…別冊

報　　告

令和６年第１回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和6年3月22日提出

中津市教育委員会

教育長　古　口　宣　久

令和６年第１回定例会　一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
1	1番	恒賀　愼太郎	**1. 中津市の医療体制について** ①日曜、休日の当番医と市民病院の役割のすみ分けは ②救急車の病院搬送基準は **2. 教育予算について** ①学校施設が進んだ今、原材料費、修繕費の考え方は（全体一括管理方式か個別か） ②施設・設備改善要望にかかる学校や部活関係者からの声はどのように届いているか **3. 長者屋敷官衙遺跡整備について** ①整備スケジュールと現状の進捗状況は ②体感空間や歴史の学習等ができる広場を計画しているが、現地は各施設が出来るまで利用は考えないのか **4. 避難所における災害時の停電対策について** ①停電対策として公共施設の非常電源対策の現状は ②多くの施設に太陽光発電施設を設置しているが、蓄電設備の設置状況は	市長 教育長 関係者
2	15番	大内　直樹	**1. 空き家、空き地対策** ①空き家バンク制度について ②移住だけではない、空き家を減らす対策について ③補助、支援メニューの拡充について ④特定空家の認定、指導について ⑤危険空家等除去（解体・撤去）事業について ⑥荒れた空き地の対応について **2. 市報の取組みについて** ①デジタル化と負担軽減で月１回に **3. 公平な学習環境の支援について** ①生活保護受給世帯または就学援助受給世帯の中学生への学習塾利用助成の検討を	市長 教育長 関係者
3	11番	千木良　孝之	**1. 防災対策について** ①耐震改修促進法の取組み ②津波・液状化の対応 ③避難所対策 **2. 飼い主のいない猫について** ①市への苦情状況 ②個体を減らす取組み **3. 環境美化の取組みについて** ①放置自転車・ごみのポイ捨て	市長 関係者

令和６年第１回定例会　一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
4	６番	三　上　　英　範	**1. 農地等を守り中山間地域でくらし続けるために～被災からの復旧と農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の概要と中津市に推進の可能性** ①農地等の復旧事業における受益者負担の国の認識は ②農村ＲＭＯの概要 ③全国的な取組みの状況 ④中津市における推進の可能性 **2. 障がい者（児）の親亡き後の施策を学んで** ①現状は ②医療的ケアの現状と課題 ③緊急時等ショートステイ施設 ④マイナンバーカードの取得について **3. 有機農業（オーガニック）の推進と学校給食での活用** ①先進地に学び、中津市の条件を生かしてオーガニックビレッジ宣言の検討を ②有機農産物を学校給食で利用を **4. 市財政の透明性拡大と今の市民の願いに応える財政運営を** ①補助金不正受給事件の債権管理 ②住宅関連３資金の早期解決 ③軽自動車税重課廃止、簡易水道料金激変緩和期間延長の設定、ごみ袋有料化は再検討 ④国保、介護、後期高齢者事業への国庫負担増を求め、８８名の待機者の早期解決を **5. 児童生徒の通学の現状と課題** ①市内特認校を除き学校から４（６）キロメートル以上ある児童生徒数 ②旧市町村別の通学方法は ③通学の課題の認識と対応	市　　長 教育長 関係者
5	12番	須　賀　　要　子	**1. 旧下毛地域の活性化を目指して** ①過去５年の旧下毛地区への企業誘致の現状 ②課題と取り組んできたこと ③中津日田高規格道路の進捗状況と今後の見込み ④山国町、耶馬溪町に一次産業と六次産業の拠点としての食品関係の企業誘致を **2. ウェルビーイングな公園や公共施設利用を目指して** ①市内の機能別公園数 ②公園利用者からの声 ③ダイハツ九州スポーツパーク内の防災機能について ④ドッグランと防災機能の拡充を ⑤山国町、耶馬溪町の公民館、コミュニティセンターの施設利用条件の緩和を **3. ごみ減量はできるのか** ①ごみ袋有料化前後のごみ収集量の推移 ②現状のごみ収集量に対する市の評価 ③生ごみキエーロの申し込み状況と評価 ④事業ごみや給食の生ごみ（食品残渣）を山国たい肥センターで堆肥化を ⑤ごみ袋有料化と事業ごみ料金改定によるごみ減量の効果 ⑥ごみ袋料金見直しの検討を	市　　長 教育長 関係者

令和６年第１回定例会　一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
6	24番	本　田　　哲　也	**1.　中津市に地震への備えはあるか** ①南海トラフ/周防灘断層帯の認識 ②防災危機管理監の業務・役割 ③自助できること ④共助できること ⑤公助できること ・避難場所 ・水（浄水場の耐震化と応急給水体制） ・トイレ ・食料備蓄 ・消防署の機能・役割・共同運用で ・情報伝達手段 ・市民への啓発 **2.　長者屋敷官衙遺跡を中心とした古代ゾーンの活用** ①長者屋敷官衙遺跡の整備活用状況 ②周辺遺跡の発掘状況 ③２期工事の展望 ④古代ゾーンの活用を ⑤ＴＶ番組への取材依頼は	市　　長 教育長 関係者
7	13番	木佐貫　佳子	**1.　「安心して通える」「働きたい」と思える学校環境をめざして** ①この１年を振り返った教育長のとらえは ②４月からの教員配置について ③教室環境の改善（ホワイトボードの設置について） **2.　高齢者が「安心して暮らせる」と感じられるまちづくりをめざして** ①ごみ出しの支援について **3.　「文化薫るまち中津」をめざして** ①市民がより利用しやすいホールにならないか ②文化振興条例の制定について	市　　長 教育長 関係者
8	３番	渕　野　　真　己	**1.　令和５年７月の中津市豪雨災害の復旧・復興にむけて** ①被災箇所の現状と今後 ②避難者の状況 ③旧下毛地域の市営住宅の整備 **2.　森林環境譲与税の有効活用** ①森林環境譲与税の基金の基本的な考え方は ②基金の推移 ③市産材利用住宅促進事業の補助金 ④担い手不足の観点で ⑤「森林環境譲与税に係る意見交換会」を受けて	市　　長 関係者
9	10番	大　塚　　正　俊	**1.　し尿汲み取り料金の適正化に向けて** ①市直営から許可制に至った経過 ②手数料の改定と徴収実績 ③市が手数料を定めるのは違法では ④し尿汲み取り料金の適正化 ⑤旧下毛と旧中津市の汲み取り料金の是正に向けて **2.　待ったなしの人口減少対策** ①人口問題研究所の将来推計人口の分析結果と中津市の課題は ②特別委員会の提言以降の取組み ③令和６年度当初予算における新規、拡充された予算 ④提言を踏まえた今後の展開	市　　長 関係者

令和６年第１回定例会　一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
10	２番	奥村　一義	**1. 学びたい教育のまちづくりについて** ①中津市学校施設長寿命化計画について ②学校給食の充実について ③教育員会活動の充実について **2. 生涯学習の推進について** ①生涯学習センターについて ②中津の子ども未来創造事業支援について ③「ふるさと学習」について ④生涯大学「中津学」について **3. 環境の保全について** ①「きれいなまち中津」の内容と満足度について ②温室効果ガス排出量の推移と削減について ③生活排水処理施設の整備促進の現状について **4. インフラ整備・維持について** ①公共交通網の維持・整備について **5. 中小企業の活性化について** ①中津市中小企業振興基本条例制定後の取組みについて	市長 教育長 関係者
11	19番	相良　亜寿香	**1. 養育里親について** ①ショートステイの里親利用について現状とその課題は ②啓発する点で中津市独自のサポートを **2. ごみ問題について** ①中津市のごみ袋の料金について ②生ごみ分別啓発について ③飲食店の事業ごみについて **3. 観光事業について** ①インバウンドを意識した市内の観光案内看板の状況は ②体験型の観光に力を	市長 関係者
12	５番	川内　八千代	**1. 市民の安心安全な暮らしのために** ①災害の想定と災害種別の避難所設営・経路・運営の考え、生活再建への支援 ②停電時に備えるためにも健康保険証の存続を **2. 子育て応援の中津市へ** ①給食費無償化 ②１８歳まで医療費完全無料に ③隠れ教育費の負担軽減、標準服や学用品にかかる経費の実態と支援の考えは **3. 高齢者の生活支援** ①介護保険料と後期高齢者医療費負担の実態と生活費に占める割合、引下げの検討は ②軽度難聴者への補聴器購入支援 ③買い物難民、交通弱者への支援 **4. 働く市民の生活と権利を守る** ①福祉分野の中で特に介護従事者の労働実態の把握と支援は ②企業の責任で働く労働者と下請け関連事業者も守れるよう要請と、市で可能な支援を	市長 教育長 関係者

令和６年第１回定例会　一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
13	20番	小住　利子	1. **災害対策について** ①女性の視点からの取組み (1)避難所運営について ②避難所におけるペット対策 (1)普及啓発と受入れ体制の強化について (2)ペット同行避難訓練の取組み ③罹災証明の迅速化について (1)罹災証明書の必要性は (2)発災から罹災証明書の交付までの取組み (3)罹災証明迅速化へのシステム導入及び市の取組み 2. **心と体の健康について** ①女性の健康対策について (1)更年期の女性を守り支える対策 ②薬物過剰摂取による健康被害について (1)市販薬を過剰摂取するオーバードーズとは (2)当市のオーバードーズによる救急搬送の現状 (3)薬物乱用に対する教育現場での啓発は (4)若者の心の相談対応の現状と相談体制の周知の方法は	市長 教育長 関係者
14	23番	木ノ下　素信	1. **こどもまんなか** ①どのように子どもの意見を聴いているのか ②その意見をどう反映しているのか ③子どもの居場所づくりも必要では 2. **農業振興** ①農家の世帯等の状況 ②作付け品目ごとの支援状況 ③中山間地等直接支払事業及び多面的機能支払事業の活用 ④なかつ６次産業創生事業の役割 ⑤農地中間管理推進事業の現状と課題 3. **災害対応での情報共有** ①災害対策本部会議の公開 ②住民への情報提供	市長 教育長 関係者
15	８番	林　秀明	1. **学びの里なかつについて** ①小規模校でもこの学校で安心して学べる ②学校プール授業のより良いあり方 2. **公用車の関連業務の省力化と効率的な運用について** ①公用車の適正配置 ②公務を迅速かつ効果的な運用でコスト縮減 ③みんなの大切な働く公用車 3. **新たな価値を上げる中津の道の駅について** ①記念イベントと連携事業	市長 教育長 関係者
16	14番	三重野　玉江	1. **防災にも男女共同参画の視点を** ①中津市における現在の避難所体制は ②求められる避難所運営、防災備蓄とは ③災害時における要配慮者の支援は 2. **教育現場の現状と課題について** ①支援が必要な子どもたちへの対応は ②教員のメンタルヘルス対策は ③学校集金業務について 3. **中津駅周辺の魅力発信を** ①ＤＣに向けた駅周辺の観光について ②官民連携手法による駅周辺活性化をを	市長 教育長 関係者

令和６年第１回定例会　一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
17	22番	山影　智一	**1.　旧郡部の活性化、振興について** ①シンボル「八面山」を軸とした観光振興、交流・関係人口の増加 **2.　南部校区の再生について** ①空き家対策の推進 ②金谷地区の再生 ⑴狭あい道路整備等促進事業の推進 ③小祝地区の再生 ⑴防災・減災、高潮・津波、内水対策、橋りょうの整備について ⑵住宅密集地の解消、漁港漁村環境整備事業、防災道路の整備 ⑶養殖・栽培漁業の推進と小祝漁港埋立地の活用 ⑷小祝東西の道路整備 ④祇園地区の再生 ⑴中心市街地活性化の取組みの検証 ⑵街中企業誘致の推進 ⑶観光産業の育成と、観光地としての住民意識の醸成 ⑷中津城、民間事業者との連携促進 ⑸中津市版「ＤＭＯ」の取組み ⑹観光振興のための環境整備（小祝牛神線、市民プール廃止と跡地利用、南部小学校西校舎の建替え） ⑺市の活力と元気を生む計画策定と実行	市長 教育長 関係者
18	４番	荒木　ひろ子	**1.　能登震災を教訓に市防災計画の見直し方針** ①現計画の点検、被災の想定、備蓄 **2.　子育て応援の拡充** ①３歳未満の保育料無料に、給食は全員無料に ②こどもだれでも通園制度の取組み **3.　学校給食を豊かに** ①食材の地産化、有機栽培の普及の取組み ②公会計の考え ③給食は全員無料に **4.　市民の命を守る国民健康保険** ①保険料引下げ ②ダイハツ九州出荷停止の影響を受けた被保険者の負担軽減 **5.　第９期介護保険計画が目指すもの** ①計画で改善されるもの **6.　人権尊重と個人情報保護** ①人権意識調査 ②自衛隊への情報提供 **7.　市営住宅の運営方針** ①現在の管理方針と今後の建替え計画 **8.　核兵器禁止条約への奥塚市長の思い** **9.　補助金不正受給の裁判結果と被害額の回収**	市長 教育長 関係者
19	７番	古江　信一	**1.　災害時の緊急対応について** ①避難路の確認と整備（海岸線） ②緊急時の生活用水の確保について ③増加する外国人対応は ④家財の転倒防止器具の普及	市長 関係者

4月　教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催　し　物	場　所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（月）	13：00	第1回定例校長会議	研修室	学校教育課	
2日（火）	15：30	新採用教職員等服務規律研修	研修室	学校教育課	
3日（水）					
4日（木）					
5日（金）					
6日（土）	13：00	ダイハツ九州アリーナ改修工事完成記念式典	ダイハツ九州アリーナ	体育・給食課	教育長他
	14：00	上映会（一般）「Coda　あいのうた」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
7日（日）					
8日（月）		小・中学校始業式	各小・中学校	学校教育課	
		幼稚園入園式	各幼稚園	学校教育課	
	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
9日（火）	12：30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	小幡記念図書館	
10日（水）		中学校入学式	各中学校	学校教育課	
11日（木）		小学校入学式	各小学校	学校教育課	
	15：00	教頭会議	研修室	学校教育課	
12日（金）					
13日（土）	13：30	「学び、考える教育」ワークショップ－学びの里中津と北欧教育－	新中津市学校	未来を創る財団	
	14：00	上映会（児童）「リトル・マーメイド　プリンセス・セレイア」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
14日（日）					
15日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
16日（火）					
17日（水）	10：00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11：00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
18日（木）		全国学力学習状況調査（小6、中3）	各小中学校	学校教育課	
19日（金）	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
	15：30	教育課程研代表者会議	中津下毛教育会館	学校教育課	
20日（土）					
21日（日）	11：00	春のおたのしみおはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館研修室	小幡記念図書館	
22日（月）					
23日（火）		大分県学力定着状況調査（小5、中2）	各小中学校	学校教育課	
24日（水）					
25日（木）					
26日（金）					
27日（土）	14：00	上映会（一般）「RRR」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
28日（日）	9：00	第34回　八面山平和マラソン大会	三光総合運動公園多目的広	体育・給食課	
29日（月）					
30日（火）					